

一般社団法人日本科学飼料協会役員退職手当規程

平成 14 年 6 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第1条 常勤の役員(以下「役員」という。)の退職手当の支給に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 役員が退職した場合は、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)の退職手当の支給について、理事会の議決を得るものとする。

(退職手当の額及び就任年数の計算)

第3条 役員退職手当は、当該役員の退職時の俸給月額に 100 分の 110 を乗じた額に就任年数を乗じて計算した額を基準とし、理事会の決議を経て決定するものとする。

2. 就任年数は就任の日より起算し、退職の月までの年月数を計算し、年以下の端数は月割とする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 第 2 条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、労働基準法施行規則中遺族補償に関する規定を準用する。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第5条 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2. 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が就任期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の返納)

第6条 退職した者に対し退職手当を支給した後において、その者が就任期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(実施細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(制定改廃)

第8条 この規程の制定改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この規程は、平成14年6月1日から適用する。
2. 役員退職慰労金支給内規(平成7年11月22日)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。